九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則

平成24年度九大規則第34号施行:平成24年12月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号)第17条の6第2項の規定に基づき、博士課程教育リーディングプログラム(以下「リーディングプログラム」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(リーディングプログラム)

- 第2条 リーディングプログラムは、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたり グローバルに活躍するリーダーへと導くための教育を行うことを目的とする。
- 2 リーディングプログラムは、修士課程から博士後期課程までの一貫した学位プログラムとする。
- 第3条 リーディングプログラムの名称及びリーディングプログラムを実施する専攻(以下「実施専攻」という。)は、次の表のとおりとする。

名称	実施専攻
グリーンアジア国際戦略プログラム	工学府 地球資源システム工学専攻 総合理工学府 量子プロセス理工学専攻 物質理工学専攻 環境エネルギー工学専攻

(プログラム責任者)

- 第4条 リーディングプログラムに、プログラム責任者を置き、九州大学の教員のうちから総 長が指名する者をもって充てる。
- 2 プログラム責任者は、リーディングプログラムの実施を統括する。 (委員会等)
- 第5条 リーディングプログラムに、リーディングプログラムの企画・運営等を行う委員会等 (以下「委員会等」という。)を置く。
- 第6条 プログラム責任者は、委員会等の議を経て、リーディングプログラムを履修する学生 に係る選考基準及び選考方法を定めるものとする。
- 2 委員会等は、前項の選考基準及び選考方法によりリーディングプログラムを履修する学生を 選考する。

(教育課程)

- 第7条 リーディングプログラムの授業科目、履修方法、修了要件その他リーディングプログラムの履修に関し必要な事項は、委員会等の議を経て、実施専攻を置く学府において定める。
- 2 リーディングプログラムを履修する学生として選考された者(以下「プログラム学生」という。)が学籍を置く学府の教授会は、委員会等が行う事前審査の結果に基づき、当該学生について修了の認定を行う。
- 3 総長は、前項の修了の認定の報告に基づき、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)に定めるところにより、学位の授与を行う。 (奨励金)
- 第8条 プログラム学生に、学業及び研究に専念するための経費(以下「奨励金」という。)を

付録 3. 九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則 (続き)

支給できるものとする。

2 奨励金に関し必要な事項は、別に定める。 (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、リーディングプログラムの実施に関し必要な事項は、 プログラム責任者又は関係部局の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。